

令和7年 岩国労働基準監督署管内の労働災害発生状況(速報値)

(令和7年12月末時点)

業種	死亡災害 (前年同期値)	休業災害 (前年同期値)	合計 (前年同期値)	構成比	対増 前減 年数
全産業	2 (2)	145 (115)	147 (117)	100.0%	+30
製造業		24 (19)	24 (19)	16.3%	+5
	食料品製造業	9 (4)	9 (4)	6.1%	+5
	木材・木製品製造業	2 (2)	2 (2)	1.4%	±0
	化学工業	5 (4)	5 (4)	3.4%	+1
	窯業土石製品製造業				±0
	鉄鋼業				±0
	非鉄金属製造業				±0
	金属製品製造業	1 (2)	1 (2)	0.7%	-1
	一般機械器具製造業	1 (2)	1 (2)	0.7%	-1
	輸送用機械器具製造業	1	1	0.7%	+1
上記以外の製造業		5 (5)	5 (5)	3.4%	±0
鉱業					±0
建設業	(1)	25 (14)	25 (15)	17.0%	+10
土木工事業	(1)	10 (5)	10 (6)	6.8%	+4
建築工事業(木建除く)		5 (5)	5 (5)	3.4%	±0
木造家屋建築工事業		(1)	(1)		-1
その他の建設業		10 (3)	10 (3)	6.8%	+7
運輸交通業	(1)	12 (7)	12 (8)	8.2%	+4
貨物取扱業		2	2	1.4%	+2
農林業	1	5 (4)	6 (4)	4.1%	+2
畜産・水産業		1	1	0.7%	+1
第三次産業	1	76 (71)	77 (71)	52.4%	+6
小売業		21 (9)	21 (9)	14.3%	+12
社会福祉施設		13 (11)	13 (11)	8.8%	+2
飲食店		6 (8)	6 (8)	4.1%	-2
上記以外の第三次産業	1	36 (43)	37 (43)	25.2%	-6

お知らせ

電離放射線障害防止規則等の改正について

厚生労働省は「労働安全衛生規則」、「電離放射線障害防止規則」と「透過写真撮影業務特別教育規程」を改正し、令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日）から順次施行します。

令和8年4月1日から施行される内容

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

- エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者にその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

特別教育の実施対象業務の拡大

- エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大しました。

下記リンク先

・電離放射線障害防止対策について